

ご加入者のみなさまへ

公益財団法人 名古屋市中企業共済会

改元に伴う対応について

平素は、当会の事業をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、この度5月1日に改元が行われることに伴い、当会では元号の記載があるご申請に関し、下記のとおり対応してまいりますので、ご案内申し上げます。

なお、ご加入者さまに極力ご不便をおかけすることのないよう準備を進めておりますが、一部やむを得ずご加入者さまにお手数をおかけする場合がございます。

何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

Q 1	<p>「平成」が印刷されている様式は、改元後も使用することができるか</p> <p>A 1 改元後も、「平成」表記の様式をそのままご利用いただけます。 ただし、「平成」表記のままご利用いただく場合は平成「31」年、や平成「32」年とご記入ください。</p>
Q 2	<p>「平成」が印刷されている帳票を訂正して使用することができるか</p> <p>A 2 ご加入者さまで新元号にご訂正いただく場合は、「平成」を二重線で抹消し、その上部等に「令和」を記入してください。この場合、訂正印は不要です。</p>
Q 3	<p>追加の申込書の元号選択欄に新元号の「令和」の選択肢がないが、どうすればよいか</p> <p>A 3 「昭和」「平成」など、様式に印刷されている元号を選択するものにつきましては、できる限り早急に準備し、Q 5のとおり対応させていただきますので、新しい様式をご利用ください。 新しい様式が準備できるまでの間につきましては、ご選択いただく元号の記載がございませんので、元号の選択欄は空白のまま、年月日の欄に「1年5月1日」などにご記入ください。また、入社年月日が「令和」であることについて付箋や送付状を利用して当会までお知らせいただけますと幸いです。</p>
Q 4	<p>「平成」を訂正せず、平成「1」年5月と記入して申請をしてしまったが、手続きは有効か</p> <p>A 4 はい、有効です。ただし、当会で「平成」表記を「令和」に訂正させていただくことがございますので、ご了承ください。 また、退職年月や、入社年月日など、「平成1年」か「令和1年」かの判断がつかねる場合は、当会より確認の連絡をさせていただくことがございます。お手数をお掛けいたしますが、ご承知おきください。</p>

Q 5	<p>新元号の「令和」が印刷されている様式をすぐに使いたい</p> <p>A 5 新元号の様式をご用意するまで、一定のお時間をいただきます。 お手数をおかけいたしますが、しばらくの間、現在の様式を訂正してご利用 くださいますよう、お願い申し上げます。</p>
Q 6	<p>新元号の「令和」が印刷されている様式は、どのように入手すればよいのか</p> <p>A 6 福利厚生制度の様式につきましては、当会の準備が整い次第、このウェブサ イト上で公開いたします。トップページ「申請書類のダウンロード」よりダウ ンロードページにお進みください。 退職金共済制度の様式につきましては、複写の様式となっておりますので、 ダウンロードしていただくことはできません。ご入り用の際は当会までご連絡 (TEL 052-735-2131) ください。</p>
Q 7	<p>「平成」の印刷を二重線で抹消して、西暦で申請することができるか</p> <p>A 7 当会では、原則として和暦（和号）を使用しておりますので、新元号の「令 和」にご訂正いただきますよう、お願いいたします。 誤って西暦でのご申請がなされた場合には、個別に対応させていただきます。</p>
Q 8	<p>改元初年度は、令和「元」年と記入するのか、令和「1」年と記入するのか</p> <p>A 8 申請にあたりましては「元年」でも、「1」年でもどちらでも構いません。</p>
Q 9	<p>元号の訂正に訂正印は必要か</p> <p>A 9 元号の訂正部分につきましては、訂正印は不要です。ただし、その他のご記 入いただいた年月等を訂正される場合は、該当部分に訂正印を押印願います。</p>